

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大矢戸集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

安心安全な米を作り他との差別化、競争に勝てる米で特別栽培米で消費者に直販を試みる。

協同菜園を実施。保全管理地の有効活用、例えば遊び心のビオトープ、果樹栽培、養魚、等施行。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小矢戸集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

農地中間管理事業の活用も視野に入れ、農地集積に賛同してくれるよう、担い手農家と話し合いを行う。

鳥獣害対策は、住民一緒になって電気柵等の対応にあたる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

太田集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

当面は周辺の担い手と連携して農地を管理することとするが、将来的には広域的な組織の立ち上げを目指したい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

庄林集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

ネギ、里芋を庄林区の特産としていく。今後も担い手を中心に集積する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中西出集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

水稻を中心に特産のサトイモやネギなどの生産にも取り組む。

商品として出荷できないサトイモを利用した新たな商品開発を行いたい。

生産組織（機械利用組合）があるが、今後法人化なども含め検討していく必要がある。現段階では、中心農家への農地の集積を図り効率的な営農を促進し、農地を維持していく。

農地中間管理機構等を活用し、農地を担い手に集積・集約化していく。

イノシシ、シカ、ハクビシンが増えてきており、電気柵等の対策を講じていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下五条方集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 2経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

現在ある機械利用組合、第二生産組合を中心に担い手や就農者を育成していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

稲郷集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

集落内の兼業農家について、集落営農組織への面的集積を促進するとともに、営農組織での低コスト化を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

森政領家集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 4経営体（うち認定農業者：4経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

比較的規模の大きい農家が多く、水稻や里芋、ねぎの栽培をしながら自立している。

現状をいかに維持していくかが今後の目標とする。

他地区での受託も多くますます規模は大きくなると予想される。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北御門集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 4経営体（うち認定農業者：4経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

集落内では一部、集積化が進んでいるが、集落内の担い手は高齢化や後継者不足のため、近接集落内の農業者6名を、今後の中心となる担い手農家と位置付け、農地集積や園芸の導入について図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西据集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

高齢化等に伴う離農者に対して、農中間管理事業の活用を検討し、担い手への農地集積・集約を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

蕨生西集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

農業地環境として中山間地の水田が多くあり、蕎麦・麦の集団転作がしにくい環境にあります。

米の味については良いとの声を多く聞くことより、おいしい米作りとして組合員が協力しあい、米のブランド化を目指していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

七板集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 6経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

水稻以外に特産のサトイモなどの生産も取り組んでいく。

農地の9割近くを集落内の農家で耕作し、残りは他集落の担い手にお願いしている。集落営農組織の立ち上げも検討し、中心となる農家へ農地を集積し担い手の効率的な営農に配慮していく。

イノシシやカラス、ハクビシンの被害が多く、対策を講じていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

富嶋集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

課題は、区内の農地から遊休農地を出さないことである。幸い現在、遊休農地は存在しないが、今後発生する恐れは十分考えられる。そのためにやむを得ず離農せざるを得なくなった農家の農地を区として貸し付けや委託の方法で区内の農業者が耕作していくことを最大の目標としている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

森目集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 6経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

当分の間、中心となる経営体6人に農地を集積して、農業をやむなく継続できなくて耕作放棄地となることを防ぐ。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

井ノ口集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

集落内において営農組織を立ち上げていくことが必要であるが、中心となるような若手の後継者が育っていない。ただ、個人個人で特産野菜を作っている者が3、4人おり、これらの者が中心となって営農組織を立ち上げることも考えられるが、これらの者が高齢なことや、集落全体でまとまって何かしていこうという空気はまだない。しかし、全体的には、いつまでも集落外の者に任せておくことが良いことではないと思っており、後継者対策とあわせて集落組織立ち上げに真剣に検討していきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

柿ヶ嶋集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

集落内の認定農業者1名を地域の中心となる農家に位置づけたい。

集落内で離農するような農家があるときは農地中間管理機構に預けていく方向で耕作放棄地を作らない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年10月19日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

花房集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年10月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 4経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

後継者が見当たらない集落実情からして農地の集積は必至であり、営農の障害となる畦畔の草刈り作業の排除の為、集落内の全畦畔に芝桜を植栽し、受け手の中心経営体が受け易い基盤を整えると共に、「芝桜の里」として景観を誇れるような村づくりを指向し、次世代の「故郷回帰」を促す。

中心経営体が受け難い悪条件の農地を集積し、出し手側による特産作物（自然薯・ウド）等の園芸や、芝桜の植栽で培ったノウハウを活用し、芝桜

苗の育成・販売等のニュービジネスを指向する。

拡大傾向に歯止めがかからない鳥獣害対策の克服を模索しながらも、農地中間管理機構を最大限活用し、耕作放棄地の根絶を期す。